

茨木市議会議員
米川 勝利

令和5年度 政務活動費収支報告書

1	収 入	政務活動費	300,000 円
---	-----	-------	-----------

2 支 出 (単位: 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
広 報 ・ 広 聴 費	384,240	議会ニュース印刷費、デザイン費、郵送費
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	0	
人 件 費	0	
事 務 所 費	150,000	事務所家賃
合 計	534,240	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

令和5年度 政務活動費金銭出納簿

[illegible]

茨木市議会議長
下野 巖 様

茨木市議会議員
米川 勝利 印
自署の場合は押印不要

事 務 所 届

私、米川 勝利の活動の拠点は、下記のとおりです。

記

1. 事務所所在

茨木市中津町 17 番 27 号 宏栄荘 201 号

令和 5 年 4 月 1 日

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 [REDACTED]（以下「甲」という。）と借主 米川 勝利（以下「乙」という。）は、この
契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（1） 目的物件の表示

建 物	名 称	宏栄荘 2 階 2 0 1 号室		
	所 在 地	(住居表示) 茨木市中津町 1 7 - 2 7		
		(登記簿) 茨木市中津町 3 7 0 番地 7		
	構 造	木造瓦葺 2 階建 全 (8) 戸		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和 5 3 年 6 月 1 日
附 属 施 設	面 積	賃貸部分 2 F 約 2 5 . 3 3 m ²		
		無し		

頭書（2） 事業内容

議員事務所

頭書（3） 契約期間

平成 2 6 年 1 月 2 5 日 から 平成 2 8 年 1 月 2 4 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	平成 2 6 年 1 月 2 4 日

頭書（4） 賃料等

賃 料	月額 円 (消費税含む)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	
礼 金	円	支払 方法	賃貸契約時一括払い	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
敷 金	円	支払 方法	頭書 (8) 特約事項第 2 項 に記載		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで			
賃 料 等 の 支 払 方 法	振 込				
	持 参	持 参 先			
	口座引落	委託会社名			



頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	
	住所	

管理者	商号又は名称	貸主と同じ
住所		TEL
賃貸住宅管理者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名	(賃貸) 管理士: 登録番号

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、別紙に記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

2年毎の自動更新

頭書(8) 特約事項

- 賃貸物件内における造作・設備等(平成26年1月24日現在)については現状有姿にて引き渡す。尚、設備について、メーカー保証が有る場合にはその保証によるものとし又、保証期間が過ぎた以後に於ける点検、修理、交換の要有する場合においても、その費用は全て乙の負担とする。
- 敷金の支払い方法。敷金¥60万円について、10回の分割支払いとすることを甲は承諾する。第1回の支払日は平成26年1月末日と定め¥6万円を支払うものとしそれ以後は毎月末日までに同額を支払うものとする
- 敷金¥60万円については、本契約が終了し賃貸物件の完全な明け渡し完了したとき甲は乙にその全額を無利息にて返還するものとする。但し、平成28年1月24日まで本契約を継続することを条件とする。当該期間内に乙の申し出による本契約解約の場合、及び本契約第11条に基づき契約解除の場合には、敷金¥60万円全額は甲の所得となり返還の義務が生じないことを乙は予め承諾するものとする。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	米川 勝利	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
保証機関				

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社 ハウジングメイト
	代表者の氏名	代表取締役 原 勝利
	主たる事務所所在地・TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	免許証番号	大阪府知事(7)第31637号
	免許年月日	平成24年10月6日
宅地建物取引主任者	氏名	
	登録番号	(大阪)第028205号
	業務に従事する事務所名	株式会社 ハウジングメイト
	事務所所在地 TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	業務に従事する事務所名	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費) 第4条全文抹消

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金) 第6条全文抹消

~~第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。~~

~~4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ~~

~~ならない。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して 1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から 1ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れ日から起算して 1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

~~(保証)~~ 第18条(B)全文抹消

- ~~第18条 (B) 本契約は、
が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。
2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
3 乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(8)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。
4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にか~~

5. ~~前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。~~

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責に
よらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責
を負わないものとする。

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

事業用貸借契約書【事務所】(201112) 8/8

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和5年 4 月 25 日
金 額	25,000 円
内 容	5月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和5年 4 月 25 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 証

No. _____

米川 勝利 様

金 額

¥40,900-

但し R5. 5月分家賃として(※5銀行振込分)

上記の金額正に領収致しました

R5年 4 月 25 日

株式会社 安井工務店

〒567-0892 茨木

TEL (072) 600-1000 (代)

収 入
印 紙

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和5年 5 月 29 日
金 額	25,000 円
内 容	6月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和5年 5 月 29 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 証

No. _____

米川 勝利 様

金 額

¥ 40,700

但し R5. 6月分家賃として(5/9銀行振込分)

上記の金額正に領収致しました

R5 年 5 月 29 日

株式会社 安 井 工 務 店

〒567-0892 茨木

TEL (072) 600-1000 (FAX)

収 入
印 紙

支 払 伝 票

(議員-1)

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和5年 7 月 6 日
金 額	45,953 円
内 容	つながりだよりVol.39印刷費 73525円×0.625
支 払 先	株式会社プリントパック
支 払 年 月 日	令和5年 7 月 6 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書

2023年07月06日

米川勝利 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件	クレジットカード	納品場所	ご指定場所
御請求金額	73,525円 (税込)	納品期日	4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC34694025	品名：つながりだよりVol.39 A4 / 両面4色 / コート73 / 30,000部 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	73.125	73,125
	発送諸費用			400
合 計				73,525

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

10年表態

全国市議会議長会から10年表彰をいただきました。表紙の写真は、議長室で行われた伝達式後に議場で撮っていただいたものです。

2013年1月に初当選で、10年が過ぎましたが、本当に多くの方に支えられて、ここまで来ることができました。感謝の気持ちでいっぱいです。同時に、もっと市のために頑張っていきたいと思いを新たにしています。

監督委員について

2月臨時会において議員の皆様のご同意を賜り、監査委員にならせていただきました。
(前回は2020年2月から1年間)。

各自治体では、予算の執行や契約など財務に関する事務を中心に、予算・法令等によって、事務が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうか、監査が行われています。本市においては、識見委員 2 名、議選委員（議会から）2 名がいます。

２月～６月は、北大阪や大阪府内の監査委員が集まる研修や、千葉市の市町村アカデミーでの研修会、例月出納検査、施設監査などがありました。



監査実施計画はこちらから閲覧できます。

市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望 (2023年1月～5月)

- ・歩道の舗装、安全について
- ・双葉町駐輪場について
- ・駅周辺の駐輪場の空き状況について
- ・西河原交差点について
- ・安威川ダム、フラッシュ放流について
- ・グラウンド、テニスコートについて
- ・学童保育について
- ・保育所の待機児童について
- ・府営住宅について



よなかわ しょうり
米川 勝利

1986年、京大を退学
めくく幼稚園、大曲小学校、東中学校、
京大高、同志社大学政経学部出身
同志社大学大学院

新しいプロファイルはホームページへ
http://s.yonekawane.jp/

3月 盡今 限日

3月議会は1日に開会し、24日閉会しました。一般会計当初予算(1,112億円)は賛成多数で可決されました(米川も賛成)。

― 本会議での米川の質問①

↑ 學權保障の待機政策と職配置、指導遇の改善を

新年度4月入室の場合、本市では前年度12月上旬に一斉申込み受付終了で、その後2月中旬に決定通知となっています。

本市では一斉申込み時点でクラス数を決定するため、例えば、急遽転居のため12月後半に申し込んだ場合、**待機状態が年度明けまで続く場合**が起きています。(※現在、待機児童が実際に発生している学童保育室もあります)

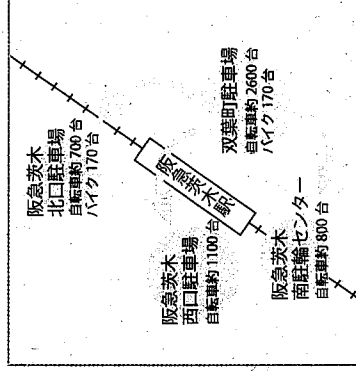
待機児童対策はもとより、他の子育て支援サービスとの連携により、新年度までの待機
の不安解消に努めることを求めました。

また、学童保育指導員は欠員状態であり、一定のキャリア形成ができる処遇改善と、明石市のように作業療法士も支援に入るような体制づくりを要望しました。

「本会議での米川の質問②」→双葉町駐輪場の今後の対応について

病院誘致に伴って今後の双葉町駐車場（駐輪場）開設にあたり、**3つの駐輪場の改修等で、行き場が確保されます。**今後の予定については「病院の建築工事が着工されるまでに阪急茨木北口駐車場、阪急茨木西口駐車場等の整備を終え、順次、利用者の皆様には各駐車場への移動をお願いしてまいります」という答弁がありました。

特に定期利用の方は、今後、駐輪場の掲示物等を定期的にご確認ください。なお、北口駐輪場は改修のため6月末で閉鎖し、一時的に双葉町駐輪場の利用となっています。



委員会で米川の質問

- ・IBALAB(イバラバ)@広場 下の広場 (くぼ地) への往來のバリアフリーについて
- ・7年目に入る「リノベのいばさき」の費用対効果について
(これまでの事業費総額約8,000万円。その内、国費約2,200万円)
- ・1980年より市税等の増収状況が1通あたり50円の手数料である根拠と、今後の対応について

つなかりだより

無所属 茨木市議会議員
米川勝利の議会ニユ一ウ女保衛して参ります。

2023.7.15

Vol. 39



全国市議会議長会より10年表彰いただきました

6月會議報告

6月議会は7日に開会し、19日に閉会しました。今回の補正予算の内容として、プリアム付き商品券発行(使用期間10月～来年1月末予定)や小学校給食費の無償化(今年度1～3学期)などがあり、全会一致で可決しました。

―本会議での米川の質問―

→スポーツ施設の充実（最適化）を

グラウンドを押さえられない、スケジュールを早めに組めないといった声をお聞きしています。実態として抽選状況はどうなっているのか、団体登録は適切に行われているか、市民ニーズに応じたスポーツ施設の充実を図ることができているのか質問をしました。

市からは「他のスポーツ施設の有効利用を図りながら、既存の施設の効率的・効果的な運用が必要」「多角的な視点から施設の新設や拡大、廃止や縮小等について検討を行い、最適化を図る必要がある」との答弁がありました。

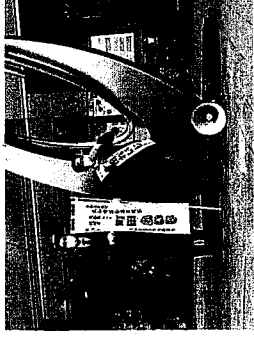
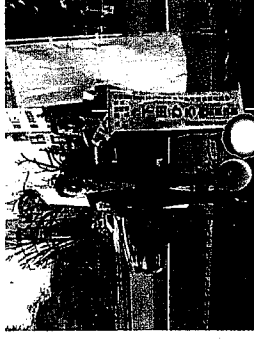
※市のスポーツ施設

グラウンド15か所、体育館4か所、屋内運動場1か所、フットサル場1か所、庭球場8か所

統一地方選挙で仲間の応援

(4月16日告示、23日投票)

これまで政治家のネットワークや研修会等であつたり、意見交換等してきた仲間の応援で、高槻市、吹田市、兵庫県芦屋市、西宮市、明石市、東京都武蔵野市、東京都練馬区、神奈川県大和市に行きました。恩返しというだけでなく、各地のまちづくり、政策を勉強する貴重な機会にもなっています。



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和5年 7 月 11 日
金 額	15,000 円
内 容	つながりだよりVol.39デザイン費
支 払 先	
支 払 年 月 日	令和5年 7 月 11 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書 Reecipt

2023 年 7 月 11 日

米川 勝利 様

※ ￥15,000-

上記金額正に領収しました。

但し、つながりだより Vol39 デザイン費用として

〒TEL

全国市議会議長会から 10 年表彰をいただきました。表彰の写真は、議長室で行われた伝達式後に議場で撮っていただいたものです。

2013 年 1 月に初当選で、10 年が過ぎましたが、本当に多くの方に支えられて、ここまで来ることができました。感謝の気持ちでいっぱいです。同時に、もっと市のために頑張っていきたいと思いを新たにしています。

監査委員について

2 月臨時会において議員の皆様のご同意を賜り、監査委員にならせていただきました（前回は 2020 年 2 月から 1 年間）。

各自自治体では、予算の執行や契約など財務に関する事務を中心に、予算・法令等に則って、事務が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうか、監査が行われています。本市においては、識見委員 2 名、議選委員（議会から）2 名がいます。

2 月～6 月は、北大阪や大阪府内の監査委員が集まる研修や、千葉市の市町村アカデミーでの研修会、例月出納検査、施設監査などがありました。



監査実施計画はこちらから閲覧できます。

市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023 年 1 月～5 月）

歩道の舗装、安全について（個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限り）

双葉町駐輪場について

駅周辺の駐輪場の空き状況について

西河原交差点について

安威川ダム、フラッシュ放流について

グラウンド、テニスコートについて

学童保育について

保育所の待機児童について

府営住宅について

市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問い合わせください！

※お問い合わせはこちらへ

TEL：070-5265-4371

FAX：

E-mail

米川 勝利



お問い合わせ先
米川 勝利
〒590-0001 大阪府堺市東区
2013 年 1 月 1 日～2021 年 5 月 31 日
2021 年 6 月 1 日～2023 年 5 月 31 日
2023 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日
2025 年 6 月 1 日～2027 年 5 月 31 日
2027 年 6 月 1 日～2029 年 5 月 31 日
2029 年 6 月 1 日～2031 年 5 月 31 日
2031 年 6 月 1 日～2033 年 5 月 31 日
2033 年 6 月 1 日～2035 年 5 月 31 日
2035 年 6 月 1 日～2037 年 5 月 31 日
2037 年 6 月 1 日～2039 年 5 月 31 日
2039 年 6 月 1 日～2041 年 5 月 31 日
2041 年 6 月 1 日～2043 年 5 月 31 日
2043 年 6 月 1 日～2045 年 5 月 31 日
2045 年 6 月 1 日～2047 年 5 月 31 日
2047 年 6 月 1 日～2049 年 5 月 31 日
2049 年 6 月 1 日～2051 年 5 月 31 日
2051 年 6 月 1 日～2053 年 5 月 31 日
2053 年 6 月 1 日～2055 年 5 月 31 日
2055 年 6 月 1 日～2057 年 5 月 31 日
2057 年 6 月 1 日～2059 年 5 月 31 日
2059 年 6 月 1 日～2061 年 5 月 31 日
2061 年 6 月 1 日～2063 年 5 月 31 日
2063 年 6 月 1 日～2065 年 5 月 31 日
2065 年 6 月 1 日～2067 年 5 月 31 日
2067 年 6 月 1 日～2069 年 5 月 31 日
2069 年 6 月 1 日～2071 年 5 月 31 日
2071 年 6 月 1 日～2073 年 5 月 31 日
2073 年 6 月 1 日～2075 年 5 月 31 日
2075 年 6 月 1 日～2077 年 5 月 31 日
2077 年 6 月 1 日～2079 年 5 月 31 日
2079 年 6 月 1 日～2081 年 5 月 31 日
2081 年 6 月 1 日～2083 年 5 月 31 日
2083 年 6 月 1 日～2085 年 5 月 31 日
2085 年 6 月 1 日～2087 年 5 月 31 日
2087 年 6 月 1 日～2089 年 5 月 31 日
2089 年 6 月 1 日～2091 年 5 月 31 日
2091 年 6 月 1 日～2093 年 5 月 31 日
2093 年 6 月 1 日～2095 年 5 月 31 日
2095 年 6 月 1 日～2097 年 5 月 31 日
2097 年 6 月 1 日～2099 年 5 月 31 日
2099 年 6 月 1 日～2101 年 5 月 31 日
2101 年 6 月 1 日～2103 年 5 月 31 日
2103 年 6 月 1 日～2105 年 5 月 31 日
2105 年 6 月 1 日～2107 年 5 月 31 日
2107 年 6 月 1 日～2109 年 5 月 31 日
2109 年 6 月 1 日～2111 年 5 月 31 日
2111 年 6 月 1 日～2113 年 5 月 31 日
2113 年 6 月 1 日～2115 年 5 月 31 日
2115 年 6 月 1 日～2117 年 5 月 31 日
2117 年 6 月 1 日～2119 年 5 月 31 日
2119 年 6 月 1 日～2121 年 5 月 31 日
2121 年 6 月 1 日～2123 年 5 月 31 日
2123 年 6 月 1 日～2125 年 5 月 31 日
2125 年 6 月 1 日～2127 年 5 月 31 日
2127 年 6 月 1 日～2129 年 5 月 31 日
2129 年 6 月 1 日～2131 年 5 月 31 日
2131 年 6 月 1 日～2133 年 5 月 31 日
2133 年 6 月 1 日～2135 年 5 月 31 日
2135 年 6 月 1 日～2137 年 5 月 31 日
2137 年 6 月 1 日～2139 年 5 月 31 日
2139 年 6 月 1 日～2141 年 5 月 31 日
2141 年 6 月 1 日～2143 年 5 月 31 日
2143 年 6 月 1 日～2145 年 5 月 31 日
2145 年 6 月 1 日～2147 年 5 月 31 日
2147 年 6 月 1 日～2149 年 5 月 31 日
2149 年 6 月 1 日～2151 年 5 月 31 日
2151 年 6 月 1 日～2153 年 5 月 31 日
2153 年 6 月 1 日～2155 年 5 月 31 日
2155 年 6 月 1 日～2157 年 5 月 31 日
2157 年 6 月 1 日～2159 年 5 月 31 日
2159 年 6 月 1 日～2161 年 5 月 31 日
2161 年 6 月 1 日～2163 年 5 月 31 日
2163 年 6 月 1 日～2165 年 5 月 31 日
2165 年 6 月 1 日～2167 年 5 月 31 日
2167 年 6 月 1 日～2169 年 5 月 31 日
2169 年 6 月 1 日～2171 年 5 月 31 日
2171 年 6 月 1 日～2173 年 5 月 31 日
2173 年 6 月 1 日～2175 年 5 月 31 日
2175 年 6 月 1 日～2177 年 5 月 31 日
2177 年 6 月 1 日～2179 年 5 月 31 日
2179 年 6 月 1 日～2181 年 5 月 31 日
2181 年 6 月 1 日～2183 年 5 月 31 日
2183 年 6 月 1 日～2185 年 5 月 31 日
2185 年 6 月 1 日～2187 年 5 月 31 日
2187 年 6 月 1 日～2189 年 5 月 31 日
2189 年 6 月 1 日～2191 年 5 月 31 日
2191 年 6 月 1 日～2193 年 5 月 31 日
2193 年 6 月 1 日～2195 年 5 月 31 日
2195 年 6 月 1 日～2197 年 5 月 31 日
2197 年 6 月 1 日～2199 年 5 月 31 日
2199 年 6 月 1 日～2201 年 5 月 31 日
2201 年 6 月 1 日～2203 年 5 月 31 日
2203 年 6 月 1 日～2205 年 5 月 31 日
2205 年 6 月 1 日～2207 年 5 月 31 日
2207 年 6 月 1 日～2209 年 5 月 31 日
2209 年 6 月 1 日～2211 年 5 月 31 日
2211 年 6 月 1 日～2213 年 5 月 31 日
2213 年 6 月 1 日～2215 年 5 月 31 日
2215 年 6 月 1 日～2217 年 5 月 31 日
2217 年 6 月 1 日～2219 年 5 月 31 日
2219 年 6 月 1 日～2221 年 5 月 31 日
2221 年 6 月 1 日～2223 年 5 月 31 日
2223 年 6 月 1 日～2225 年 5 月 31 日
2225 年 6 月 1 日～2227 年 5 月 31 日
2227 年 6 月 1 日～2229 年 5 月 31 日
2229 年 6 月 1 日～2231 年 5 月 31 日
2231 年 6 月 1 日～2233 年 5 月 31 日
2233 年 6 月 1 日～2235 年 5 月 31 日
2235 年 6 月 1 日～2237 年 5 月 31 日
2237 年 6 月 1 日～2239 年 5 月 31 日
2239 年 6 月 1 日～2241 年 5 月 31 日
2241 年 6 月 1 日～2243 年 5 月 31 日
2243 年 6 月 1 日～2245 年 5 月 31 日
2245 年 6 月 1 日～2247 年 5 月 31 日
2247 年 6 月 1 日～2249 年 5 月 31 日
2249 年 6 月 1 日～2251 年 5 月 31 日
2251 年 6 月 1 日～2253 年 5 月 31 日
2253 年 6 月 1 日～2255 年 5 月 31 日
2255 年 6 月 1 日～2257 年 5 月 31 日
2257 年 6 月 1 日～2259 年 5 月 31 日
2259 年 6 月 1 日～2261 年 5 月 31 日
2261 年 6 月 1 日～2263 年 5 月 31 日
2263 年 6 月 1 日～2265 年 5 月 31 日
2265 年 6 月 1 日～2267 年 5 月 31 日
2267 年 6 月 1 日～2269 年 5 月 31 日
2269 年 6 月 1 日～2271 年 5 月 31 日
2271 年 6 月 1 日～2273 年 5 月 31 日
2273 年 6 月 1 日～2275 年 5 月 31 日
2275 年 6 月 1 日～2277 年 5 月 31 日
2277 年 6 月 1 日～2279 年 5 月 31 日
2279 年 6 月 1 日～2281 年 5 月 31 日
2281 年 6 月 1 日～2283 年 5 月 31 日
2283 年 6 月 1 日～2285 年 5 月 31 日
2285 年 6 月 1 日～2287 年 5 月 31 日
2287 年 6 月 1 日～2289 年 5 月 31 日
2289 年 6 月 1 日～2291 年 5 月 31 日
2291 年 6 月 1 日～2293 年 5 月 31 日
2293 年 6 月 1 日～2295 年 5 月 31 日
2295 年 6 月 1 日～2297 年 5 月 31 日
2297 年 6 月 1 日～2299 年 5 月 31 日
2299 年 6 月 1 日～2301 年 5 月 31 日
2301 年 6 月 1 日～2303 年 5 月 31 日
2303 年 6 月 1 日～2305 年 5 月 31 日
2305 年 6 月 1 日～2307 年 5 月 31 日
2307 年 6 月 1 日～2309 年 5 月 31 日
2309 年 6 月 1 日～2311 年 5 月 31 日
2311 年 6 月 1 日～2313 年 5 月 31 日
2313 年 6 月 1 日～2315 年 5 月 31 日
2315 年 6 月 1 日～2317 年 5 月 31 日
2317 年 6 月 1 日～2319 年 5 月 31 日
2319 年 6 月 1 日～2321 年 5 月 31 日
2321 年 6 月 1 日～2323 年 5 月 31 日
2323 年 6 月 1 日～2325 年 5 月 31 日
2325 年 6 月 1 日～2327 年 5 月 31 日
2327 年 6 月 1 日～2329 年 5 月 31 日
2329 年 6 月 1 日～2331 年 5 月 31 日
2331 年 6 月 1 日～2333 年 5 月 31 日
2333 年 6 月 1 日～2335 年 5 月 31 日
2335 年 6 月 1 日～2337 年 5 月 31 日
2337 年 6 月 1 日～2339 年 5 月 31 日
2339 年 6 月 1 日～2341 年 5 月 31 日
2341 年 6 月 1 日～2343 年 5 月 31 日
2343 年 6 月 1 日～2345 年 5 月 31 日
2345 年 6 月 1 日～2347 年 5 月 31 日
2347 年 6 月 1 日～2349 年 5 月 31 日
2349 年 6 月 1 日～2351 年 5 月 31 日
2351 年 6 月 1 日～2353 年 5 月 31 日
2353 年 6 月 1 日～2355 年 5 月 31 日
2355 年 6 月 1 日～2357 年 5 月 31 日
2357 年 6 月 1 日～2359 年 5 月 31 日
2359 年 6 月 1 日～2361 年 5 月 31 日
2361 年 6 月 1 日～2363 年 5 月 31 日
2363 年 6 月 1 日～2365 年 5 月 31 日
2365 年 6 月 1 日～2367 年 5 月 31 日
2367 年 6 月 1 日～2369 年 5 月 31 日
2369 年 6 月 1 日～2371 年 5 月 31 日
2371 年 6 月 1 日～2373 年 5 月 31 日
2373 年 6 月 1 日～2375 年 5 月 31 日
2375 年 6 月 1 日～2377 年 5 月 31 日
2377 年 6 月 1 日～2379 年 5 月 31 日
2379 年 6 月 1 日～2381 年 5 月 31 日
2381 年 6 月 1 日～2383 年 5 月 31 日
2383 年 6 月 1 日～2385 年 5 月 31 日
2385 年 6 月 1 日～2387 年 5 月 31 日
2387 年 6 月 1 日～2389 年 5 月 31 日
2389 年 6 月 1 日～2391 年 5 月 31 日
2391 年 6 月 1 日～2393 年 5 月 31 日
2393 年 6 月 1 日～2395 年 5 月 31 日
2395 年 6 月 1 日～2397 年 5 月 31 日
2397 年 6 月 1 日～2399 年 5 月 31 日
2399 年 6 月 1 日～2401 年 5 月 31 日
2401 年 6 月 1 日～2403 年 5 月 31 日
2403 年 6 月 1 日～2405 年 5 月 31 日
2405 年 6 月 1 日～2407 年 5 月 31 日
2407 年 6 月 1 日～2409 年 5 月 31 日
2409 年 6 月 1 日～2411 年 5 月 31 日
2411 年 6 月 1 日～2413 年 5 月 31 日
2413 年 6 月 1 日～2415 年 5 月 31 日
2415 年 6 月 1 日～2417 年 5 月 31 日
2417 年 6 月 1 日～2419 年 5 月 31 日
2419 年 6 月 1 日～2421 年 5 月 31 日
2421 年 6 月 1 日～2423 年 5 月 31 日
2423 年 6 月 1 日～2425 年 5 月 31 日
2425 年 6 月 1 日～2427 年 5 月 31 日
2427 年 6 月 1 日～2429 年 5 月 31 日
2429 年 6 月 1 日～2431 年 5 月 31 日
2431 年 6 月 1 日～2433 年 5 月 31 日
2433 年 6 月 1 日～2435 年 5 月 31 日
2435 年 6 月 1 日～2437 年 5 月 31 日
2437 年 6 月 1 日～2439 年 5 月 31 日
2439 年 6 月 1 日～2441 年 5 月 31 日
2441 年 6 月 1 日～2443 年 5 月 31 日
2443 年 6 月 1 日～2445 年 5 月 31 日
2445 年 6 月 1 日～2447 年 5 月 31 日
2447 年 6 月 1 日～2449 年 5 月 31 日
2449 年 6 月 1 日～2451 年 5 月 31 日
2451 年 6 月 1 日～2453 年 5 月 31 日
2453 年 6 月 1 日～2455 年 5 月 31 日
2455 年 6 月 1 日～2457 年 5 月 31 日
2457 年 6 月 1 日～2459 年 5 月 31 日
2459 年 6 月 1 日～2461 年 5 月 31 日
2461 年 6 月 1 日～2463 年 5 月 31 日
2463 年 6 月 1 日～2465 年 5 月 31 日
2465 年 6 月 1 日～2467 年 5 月 31 日
2467 年 6 月 1 日～2469 年 5 月 31 日
2469 年 6 月 1 日～2471 年 5 月 31 日
2471 年 6 月 1 日～2473 年 5 月 31 日
2473 年 6 月 1 日～2475 年 5 月 31 日
2475 年 6 月 1 日～2477 年 5 月 31 日
2477 年 6 月 1 日～2479 年 5 月 31 日
2479 年 6 月 1 日～2481 年 5 月 31 日
2481 年 6 月 1 日～2483 年 5 月 31 日
2483 年 6 月 1 日～2485 年 5 月 31 日
2485 年 6 月 1 日～2487 年 5 月 31 日
2487 年 6 月 1 日～2489 年 5 月 31 日
2489 年 6 月 1 日～2491 年 5 月 31 日
2491 年 6 月 1 日～2493 年 5 月 31 日
2493 年 6 月 1 日～2495 年 5 月 31 日
2495 年 6 月 1 日～2497 年 5 月 31 日
2497 年 6 月 1 日～2499 年 5 月 31 日
2499 年 6 月 1 日～2501 年 5 月 31 日
2501 年 6 月 1 日～2503 年 5 月 31 日
2503 年 6 月 1 日～2505 年 5 月 31 日
2505 年 6 月 1 日～2507 年 5 月 31 日
2507 年 6 月 1 日～2509 年 5 月 31 日
2509 年 6 月 1 日～2511 年 5 月 31 日
2511 年 6 月 1 日～2513 年 5 月 31 日
2513 年 6 月 1 日～2515 年 5 月 31 日
2515 年 6 月 1 日～2517 年 5 月 31 日
2517 年 6 月 1 日～2519 年 5 月 31 日
2519 年 6 月 1 日～2521 年 5 月 31 日
2521 年 6 月 1 日～2523 年 5 月 31 日
2523 年 6 月 1 日～2525 年 5 月 31 日
2525 年 6 月 1 日～2527 年 5 月 31 日
2527 年 6 月 1 日～2529 年 5 月 31 日
2529 年 6 月 1 日～2531 年 5 月 31 日
2531 年 6 月 1 日～2533 年 5 月 31 日
2533 年 6 月 1 日～2535 年 5 月 31 日
2535 年 6 月 1 日～2537 年 5 月 31 日
2537 年 6 月 1 日～2539 年 5 月 31 日
2539 年 6 月 1 日～2541 年 5 月 31 日
2541 年 6 月 1 日～2543 年 5 月 31 日
2543 年 6 月 1 日～2545 年 5 月 31 日
2545 年 6 月 1 日～2547 年 5 月 31 日
2547 年 6 月 1 日～2549 年 5 月 31 日
2549 年 6 月 1 日～2551 年 5 月 31 日
2551 年 6 月 1 日～2553 年 5 月 31 日
2553 年 6 月 1 日～2555 年 5 月 31 日
2555 年 6 月 1 日～2557 年 5 月 31 日
2557 年 6 月 1 日～2559 年 5 月 31 日
2559 年 6 月 1 日～2561 年 5 月 31 日
2561 年 6 月 1 日～2563 年 5 月 31 日
2563 年 6 月 1 日～2565 年 5 月 31 日
2565 年 6 月 1 日～2567 年 5 月 31 日
2567 年 6 月 1 日～2569 年 5 月 31 日
2569 年 6 月 1 日～2571 年 5 月 31 日
2571 年 6 月 1 日～2573 年 5 月 31 日
2573 年 6 月 1 日～2575 年 5 月 31 日
2575 年 6 月 1 日～2577 年 5 月 31 日
2577 年 6 月 1 日～2579 年 5 月 31 日
2579 年 6 月 1 日～2581 年 5 月 31 日
2581 年 6 月 1 日～2583 年 5 月 31 日
2583 年 6 月 1 日～2585 年 5 月 31 日
2585 年 6 月 1 日～2587 年 5 月 31 日
2587 年 6 月 1 日～2589 年 5 月 31 日
2589 年 6 月 1 日～2591 年 5 月 31 日
2591 年 6 月 1 日～2593 年 5 月 31 日
2593 年 6 月 1 日～2595 年 5 月 31 日
2595 年 6 月 1 日～2597 年 5 月 31 日
2597 年 6 月 1 日～2599 年 5 月 31 日
2599 年 6 月 1 日～2601 年 5 月 31 日
2601 年 6 月 1 日～2603 年 5 月 31 日
2603 年 6 月 1 日～2605 年 5 月 31 日
2605 年 6 月 1 日～2607 年 5 月 31 日
2607 年 6 月 1 日～2609 年 5 月 31 日
2609 年 6 月 1 日～2611 年 5 月 31 日
2611 年 6 月 1 日～2613 年 5 月 31 日
2613 年 6 月 1 日～2615 年 5 月 31 日
2615 年 6 月 1 日～2617 年 5 月 31 日
2617 年 6 月 1 日～2619 年 5 月 31 日
2619 年 6 月 1 日～2621 年 5 月 31 日
2621 年 6 月 1 日～2623 年 5 月 31 日
2623 年 6 月 1 日～2625 年 5 月 31 日
2625 年 6 月 1 日～2627 年 5 月 31 日
2627 年 6 月 1 日～2629 年 5 月 31 日
2629 年 6 月 1 日～2631 年 5 月 31 日
2631 年 6 月 1 日～2633 年 5 月 31 日
2633 年 6 月 1 日～2635 年 5 月 31 日
2635 年 6 月 1 日～2637 年 5 月 31 日
2637 年 6 月 1 日～2639 年 5 月 31 日
2639 年 6 月 1 日～2641 年 5 月 31 日
2641 年 6 月 1 日～2643 年 5 月 31 日
2643 年 6 月 1 日～2645 年 5 月 31 日
2645 年 6 月 1 日～2647 年 5 月 31 日
2647 年 6 月 1 日～2649 年 5 月 31 日
2649 年 6 月 1 日～2651 年 5 月 31 日
2651 年 6 月 1 日～2653 年 5 月 31 日
2653 年 6 月 1 日～2655 年 5 月 31 日
2655 年 6 月 1 日～2657 年 5 月 31 日
2657 年 6 月 1 日～2659 年 5 月 31 日
2659 年 6 月 1 日～2661 年 5 月 31 日
2661 年 6 月 1 日～2663 年 5 月 31 日
2663 年 6 月 1 日～2665 年 5 月 31 日
2665 年 6 月 1 日～2667 年 5 月 31 日
2667 年 6 月 1 日～2669 年 5 月 31 日
2669 年 6 月 1 日～2671 年 5 月 31 日
2671 年 6 月 1 日～2673 年 5 月 31 日
2673 年 6 月 1 日～2675 年 5 月 31 日
2675 年 6 月 1 日～2677 年 5 月 31 日
2677 年 6 月 1 日～2679 年 5 月 31 日
2679 年 6 月 1 日～2681 年 5 月 31 日
2681 年 6 月 1 日～2683 年 5 月 31 日
2683 年 6 月 1 日～2685 年 5 月 31 日
2685 年 6 月 1 日～2687 年 5 月 31 日
2687 年 6 月 1 日～2689 年 5 月 31 日
2689 年 6 月 1 日～2691 年 5 月 31 日
2691 年 6 月 1 日～2693 年 5 月 31 日
2693 年 6 月 1 日～2695 年 5 月 31 日
2695 年 6 月 1 日～2697 年 5 月 31 日
2697 年 6 月 1 日～2699 年 5 月 31 日
2699 年 6 月 1 日～2701 年 5 月 31 日
2701 年 6 月 1 日～2703 年 5 月 31 日
2703 年 6 月 1 日～2705 年 5 月 31 日
2705 年 6 月 1 日～2707 年 5 月 31 日
2707 年 6 月 1 日～2709 年 5 月 31 日
2709 年 6

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和5年 7 月 14 日
金 額	49,509 円
内 容	つながりだよりVol.39 郵送費 73円×669通、84円×8通
支 払 先	日本郵便株式会社
支 払 年 月 日	令和5年 7 月 14 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領収書
米川 勝利 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 15.0g
@73 669通 ¥48,837

小 計 ¥48,837
第一種定形 15.0g
@84 8通 ¥672

小 計 ¥672
郵便物引受合計通数 677通
課税計 (10%) ¥49,509
(内消費税等 ¥4,500)
非課税計 ¥0
△計 ¥49,509
□計
お預り [REDACTED] ¥49,509



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 7月14日 14:46
発行No. 230714A1627 端N27箱01
連絡先: 茨木中村郵便局
TEL: 072-632-3505

<QR決済>
[支払票(売上)]

加盟店名
ニッソコビソ
TEL 072-632-3505
伝票番号 00457
ブランド [REDACTED]
端末番号 71134-620-69230
加盟店取引番号 71134620692300000457
ご利用日 2023/07/14 14:46:41

金額 ¥49,509
お客様控え

全国市議会議長会から 10 年表彰をいただきました。表紙の写真は、議長室で行われた伝達式後に議場で撮っていただいたものです。

2013 年 1 月に初当選で、10 年が過ぎましたが、本当に多くの方に支えられて、ここまで来ることができました。感謝の気持ちでいっぱいです。同時に、もっと市のために頑張っていきたいと思いを新たにしています。

監査委員について

2 月臨時会において議員の皆様のご同意を賜り、監査委員にならせていただきました（前回は 2020 年 2 月から 1 年間）。

各自自治体では、予算の執行や契約など財務に関する事務を中心に、予算・法令等に則って、事務が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうか、監査が行われています。本市においては、識見委員 2 名、議選委員（議会から）2 名がいます。

2 月～6 月は、北大阪や大阪府内の監査委員が集まる研修や、千葉市の市町村アカデミーでの研修会、例月出納検査、施設監査などがありました。



監査実施計画はこちらから閲覧できます。

市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023 年 1 月～5 月）

歩道の舗装、安全について（個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限り）

双葉町駐輪場について

駅周辺の駐輪場の空き状況について

西河原交差点について

安威川ダム、フラッシュ放流について

グラウンド、テニスコートについて

学童保育について

保育所の待機児童について

府営住宅について

市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問合せください！

※お問い合わせはこちらへ

TEL：070-5265-4371

FAX

E-mail

米川 勝利



3 月議会報告

3 月議会は 1 日に開会し、24 日閉会しました。一般会計当初予算（1,112 億円）は賛成多数で可決されました（米川も賛成）。

！本会議での米川の質問①

→学童保育の待機対策と職員配置、指導員処遇の改善を

新年度 4 月入室の場合、本市では前年度 12 月上旬に一斉申込み受付終了で、その後 2 月中旬に決定通知となっています。

本市では一斉申込み時点でクラス数を決定するため、例えば、急転居のため 12 月後半に申し込んだ場合、**待機状態が年度明けまで続く場合**が起きています。（※現在、待機児童が実際に発生している学童保育室もあります）

待機児童対策はもとより、**他の子育て支援サービスとの連携**により、新年度までの待機の不安解消に努めることを求めました。

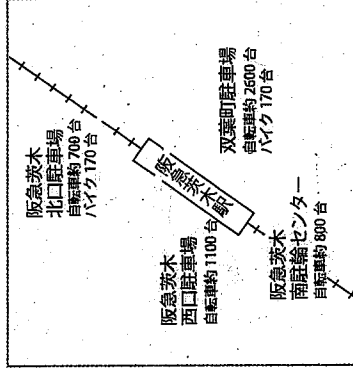
また、学童保育指導員は欠員状態であり、一定のキャリア形成ができる処遇改善と、明石市のように作業療法士も支援に入るような体制づくりを要望しました。



！本会議での米川の質問② →双葉町駐輪場の今後の対応について

病院誘致に伴って今後の双葉町駐車場（駐輪場）閉鎖にあたり、**3 つの駐輪場の改修等で、行き場が確保されます**。今後の予定については「病院の建築工事が着工されるまでに阪急茨木北口駐車場、阪急茨木西口駐車場等の整備を終え、順次、利用者の皆様には各駐車場への移動をお願いしてまいります」という答弁がありました。

特に定期利用の方は、今後、駐輪場の掲示物等を定期的にご確認ください。なお、北口駐輪場は改修のため 6 月末で閉鎖し、一時的に双葉町駐輪場の利用となっています。



！委員会での米川の質問

- ・IBALAB(イバラボ)@広場 下の広場（くぼ地）への往來のバリアフリーについて
- ・7 年目に入る「リノベのいばらき」の費用対効果について（これまでの事業費総額約 8,000 万円。その内、国費約 2,200 万円）
- ・1980 年より市税等の督促状が 1 通あたり 50 円の手数料である根拠と、今後の対応について

無所属 茨木市議会議員
米川勝利 の議会ニュース
原本は、市議会事務局で
保管しております。



全国市議会議長会より 10 年表彰いただきました

6 月議会報告

6 月議会は 7 日に開会し、19 日に閉会しました。今回の補正予算の内容として、プレミアム付き商品券発行（使用期間 10 月～来年 1 月末予定）や小学校給食費の無償化（今年度 1～3 学期）などがあり、全会一致で可決しました。

！本会議での米川の質問

→スポーツ施設の充実（最適化）を

グラウンドを押さええない、スケジュールを早めに組めないといった声をお聞かしています。実態として抽選状況はどうなっているのか、団体登録は適切に行われているか、**市民ニーズに応じたスポーツ施設の充実を図ることができているのか**質問をしました。

市からは「他のスポーツ施設の有効利用を図りながら、既存の施設の効率的・効果的な運用が必要」「**多角的な視点から施設の新設や拡大、廃止や縮小等について検討を行い、最適化を図る必要がある**」との答弁がありました。



■施設の平均当選率の状況 / 一例

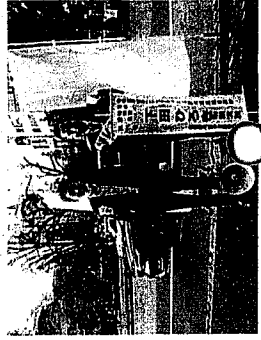
グラウンドの
土日祝の平均当選率 約 21.5%
市営
島 3 号公園大グラウンド 約 6.4%
平均当選率（当日団体数 ÷ 申込団体数）

※市のスポーツ施設
グラウンド 15 か所、体育館 4 か所、屋内運動場 1 か所、フットサル場 1 か所、庭球場 8 か所

統一地方選挙で仲間の応援

（4 月 16 日告示、23 日投票開票）

これまで政治家のネットワークや研修会等であつたり、意見交換等してきた仲間の応援で、高槻市、吹田市、兵庫県芦屋市、西宮市、明石市、東京都武蔵野市、東京都練馬区、神奈川県大和市に行きました。恩返しというだけでなく、各地のまちづくり、政策を勉強する貴重な機会にもなっています。



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和5年 8 月 5 日
金 額	25,000 円
内 容	7月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和5年 8 月 5 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 証

No. _____

米川 勝利 様

金額 740,700

但しR5.7月分家賃にて(8/5銀行振込分)

上記の金額正に領収致しました

R5年 8 月 5 日

株式会社 安井工務店

〒567-0892 茨木市 〇〇〇〇

TEL (072) 〇〇〇-〇〇〇〇

収 入
印 紙

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和5年 9 月 1 日
金 額	25,000 円
内 容	8月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和5年 9 月 1 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 証

No. _____

米川 勝利 様

金額 740,700 -

但し R5.8月分家賃として(9/銀行振込分)

上記の金額正に領収致しました

R5 年 9 月 1 日

株式会社 安井 工務店

〒567-0892 茨木市

TEL (072) 63

収 入
印 紙

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和5年 9 月 21 日
金 額	25,000 円
内 容	9月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和5年 9 月 21 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領収書等貼付用紙

領 収 証		No. _____
米川 勝利 様		収 入 印 紙
金額 ￥40,700-		
但しR5.9月分家賃として(9/21銀行振込)		
上記の金額正に領収致しました		
R5年 9 月 21 日		
株式会社 安井工務店		
〒567-0892 茨		
TEL (072) 635-1000 (代)		

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	令和5年 9 月 29 日
金 額	25,000 円
内 容	10月分事務所家賃
支 払 先	安井工務店
支 払 年 月 日	令和5年 9 月 29 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 証

No.

米川 勝利 様

金額 ¥ 40,700 -

但し R5.10月分家賃として(銀行振込分)

上記の金額正に領収致しました

R 5 年 9 月 29 日

株式会社 安井工務店

〒567-0892 茨木

TEL (072) 635-1000(代)

収 入
印 紙

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

支 払 伝 票

(議員-1)

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和5年 10 月 16 日
金 額	83,970 円
内 容	つながりだよりVol.40印刷費
支 払 先	株式会社プリントパック
支 払 年 月 日	令和5年 10 月 16 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書

2023年10月16日

米川勝利 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 83,970円 (税込)

納品期日 4営業日

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC35907556	品名：つながりだよりVol.40 A4 / 両面4色 / コート73 / 35,000部 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	82,770	82,770
	発送諸費用			1,200
合 計				83,970

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

地域行事、会議への参加

この夏と秋は、盆踊り大会や地区体育祭等の行事に参加しました。
参加・交流の中で、地域のみなさまの声をお聞かせいただいております。
貴重な機会です。自主防災会の会議や市主催の防災士部会にも出席
しています。



最近の調査テーマ、受講したオンライン研修

議会質問にあたり、図書館のレファレンスサービスで『まちづくりの仕事ガイドブック
〜まちの未来をつくる63働き方』『学校空間の研究』『自由で創造的な学校建築』のなど
の文献を紹介してもらいました。

また、「全国地方議会サミット2023」の2日間のオンライン研修では、自治体DXの
最新事例や議選監査の役割を学びました。その他、紹介いただいたインクルーシブ教育に
関する研修動画を視聴したり、「社会」を扱う新たなモード〜障害の社会モデルの使い方
という文献を読んだりしています。これから冬にかけては、介護サービスについて調査
する予定です。

安威川ダムのフラッシュ放流について

ダムから一時的に放流量を増やす「フラッシュ放流」を行うことで、川が増水する状況
をつくり、川の下底の解消や川底の小石、土砂の移動などを起こし、自然の川の環境に
近づけます（大阪府HPより）。今年度はあと2回あります（最大放流量5m³/s）。

2023年11月14日（火）10時〜14時 / 2024年 3月19日（火）10時〜14時
※フラッシュ放流実施時は、晴天であつても安威川の水位が上昇しますので、ご注意ください。

市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023年6月〜9月）

（個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限る）

- ・茨木市の魅力発信について
- ・キリシタンについて
- ・待機児童について
- ・地域包括支援センターについて
- ・要介護認定について
- ・歩道の舗装について
- ・仮ナンバーについて
- ※お問い合わせははこちらへ
TEL：070-5265-4371
FAX：
E-mail：
市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問い合わせください！



9月議会報告

9月議会は1日に開会し、22日に閉会しました。可決された補正予算の主な内容は
以下の通りです（米川も賛成）。

1 65歳以上の市民のインフルエンザ ワクチン接種費用の無償化

高齢者の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る
費用の無償化。詳しくは広報いばらきや市HPをご覧ください。

2 乳幼児、小中高生等、妊婦の インフルエンザワクチン接種費用助成（2000円）

乳幼児や小中学生、高校生等、妊婦の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る
費用を助成するものです。

3 高齢者世帯対象に、特殊詐欺被害対策用の 自動通話録音機の無償貸与

本市では特殊詐欺被害が多発しています。自動通話録音機を設置する
ことで、着信時に警告メッセージを流し、通話内容を録音することが
できます。犯人にメッセージを聞かせ、特殊詐欺被害を未然に防止する
狙いです。

4 中央保育所の移転に 向けた設計委託の実施



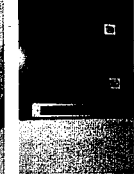
7 若國バラ園の 園路改修

※写真は米川が過去に撮影

5 小中学校の プール改修



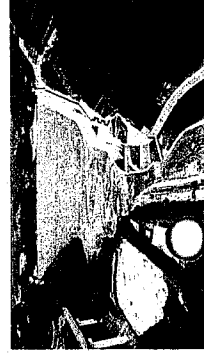
6 中学校の エレベーター設置



※写真はイメージです。
中央保育所の写真は茨木市ホーム
ページより。

8 安威川ダム周辺整備

（大岩地区で展望広場の整備に向けた設計委託）
※写真はダム直下広場（7月）



！本会議での米川の質問①

→まちづくり会社（FICベース株式会社）への補助金の
費用対効果と今後の展開について

茨木市も出資し、役員でもあるまちづくり会社は2019年8月
に設立されました。補助金は今年度までの予算額としては約1億円
となっています。地方自治法により、自治体は「最小の経費で最大の
効果をあげなければならない」とされていますので、更なるスピード
感でJR茨木駅東口（スカイパレット）の公共空間活用が進められる
よう要望しました。また、まちづくり会社が実施している商店街
にぎわい空間整備事業（元町の古民家改装カフェ）の更なる広がり
にも期待したいと考えています。



！本会議での米川の質問②

→公民館のコミュニティセンター化（移行）の現状と、
コミュニティセンターの運営をされている地域団体への
支援充実を

現状と合わなくなっている2012年策定の地域コミュニティ基本指針のアップデート
を求めました。また、コミュニティセンターの運営について、この数年で実務的な負担が
増大しているため、指定管理者である地域協議会等への支援の充実を要望しました。

！米川の総務常任委員会での質問

- ①ChatGPT※1（生成AI）の活用に向けての検討
- ②自治会への防犯カメラ設置補助制度の充実
- ③選挙啓発（大学との連携）
- ④選挙の記号式投票（名前に○をつけて投票）のメリットとデメリット

※ChatGPTとは：会話形式でやり取りができる、テキスト生成AIサービスです。

文章の校正・要約、Excelの関数作成、アイデア出し、翻訳・英語学習、小説・歌詞の創作、雑談・相談など、
さまざまな使い方があります。

！委員会視察、施設見学など

- 7月18日〜19日
委員会視察（東京都足立区、茨城県つくば市）
シティブロモーション、スマートシティ&自治体DXについて
- 7月25日 和歌山北コミュニティセンター
- 9月 近隣市と本市の〇活介護の事業所とグループホーム（2か所ずつ）



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和5年 10 月 18 日
金 額	15,000 円
内 容	つながりだよりVol.40デザイン費
支 払 先	
支 払 年 月 日	令和5年 10 月 18 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書 Receipt

2023 年 10 月 18 日

米川 勝利 様

※ ￥15,000-

上記金額正に領収しました。

但し、つながりだより Vol40 デザイン費用として

TEL:

地域行事、会議への参加

この夏と秋は、盆踊り大会や地区体育祭等の行事に参加しました。参加・交流の中で、地域のみなさまの声をお聞かせいただいており、貴重な機会です。自主防災会の会議や市主催の防災士部会にも出席しています。

最近の調査テーマ、受講したオンライン研修

議会質問にあたり、図書館のレファレンスサービスで『まちづくりの仕事ガイドブック～まちの未来をつくる63働き方』『学校空間の研究』『自由で創造的な学校建築』のなどの文献を紹介してもらいました。

また、「全国地方議会サミット2023」の2日間のオンライン研修では、自治体DXの最新事例や議選監査の役割を学びました。その他、紹介いただいたインクルーシブ教育に関する研修動画を視聴したり、「社会」を扱う新たなモード～障害の社会モデルの使い方」という文献を読んだりしています。これから冬にかけては、介護サービスについて調査する予定です。

安威川ダムのフラッシュ放流について

ダムから一時的に放流量を増やす「フラッシュ放流」を行うことで、川が増水する状況をつくり、川の下よみの解消や川底の小石、土砂の移動などを起こし、自然の川の環境に近づけます（大阪府HPより）。今年度はあと2回あります（最大放流量5m³/s）。

2023年11月14日（火）10時～14時 / 2024年 3月19日（火）10時～14時
※フラッシュ放流実施時は、晴天であっても安威川の水位が上昇しますので、ご注意ください。

市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023年6月～9月） （個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限る）

- 茨木市の魅力発信について
- キラシタンについて
- 待機児童について
- 地域包括支援センターについて
- 要介護認定について
- 歩道の舗装について
- 仮ナンバーについて
- 市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問い合わせください！
- ※お問い合わせはこちらへ
TEL：070-5265-4371
FAX：XXXXXXXXXX
E-mail：XXXXXXXXXX

プロフィール

所属 茨木市議会議員

2016年5月、今奈良市議会議員に就任。2024年9月、今奈良市議会議員に就任。2024年9月、今奈良市議会議員に就任。

米川 勝利

2016年5月、今奈良市議会議員に就任。2024年9月、今奈良市議会議員に就任。2024年9月、今奈良市議会議員に就任。

9月議会報告

9月議会は1日に開会し、22日に閉会しました。可決された補正予算の主な内容は以下の通りです（米川も賛成）。

1 65歳以上の市民のインフルエンザワクチン接種費用の無償化

高齢者の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る費用の無償化。詳しくは広報いばらきや市HPをご覧ください。

2 乳幼児、小中高生等、妊婦のインフルエンザワクチン接種費用助成（2000円）

乳幼児や小中学生、高校生等、妊婦の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る費用を助成するものです。

3 高齢者世帯対象に、特殊詐欺被害対策用の自動通話録音機の無償貸与

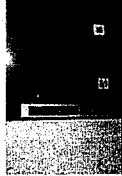
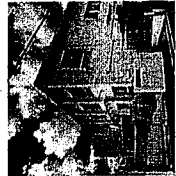
本市では特殊詐欺被害が多発しています。自動通話録音機を設置することで、着信時に警告メッセージを流し、通話内容を録音することができ、犯人にメッセージを聞かせ、特殊詐欺被害を未然に防止する狙いです。

4 中央保育所の移転に向けた設計委託の実施

5 小中学校のプール改修

6 中学校のエレベーター設置

※写真はイメージです。中央保育所の写真は茨木市ホームページより。



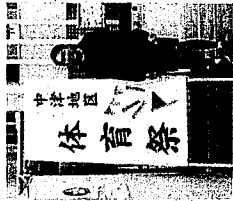
7 若園バラ園の園路改修

※写真は米川が過去に撮影



8 安威川ダム周辺整備

（大岩地区で展望広場の整備に向けた設計委託）
※写真はダム直下広場（7月）

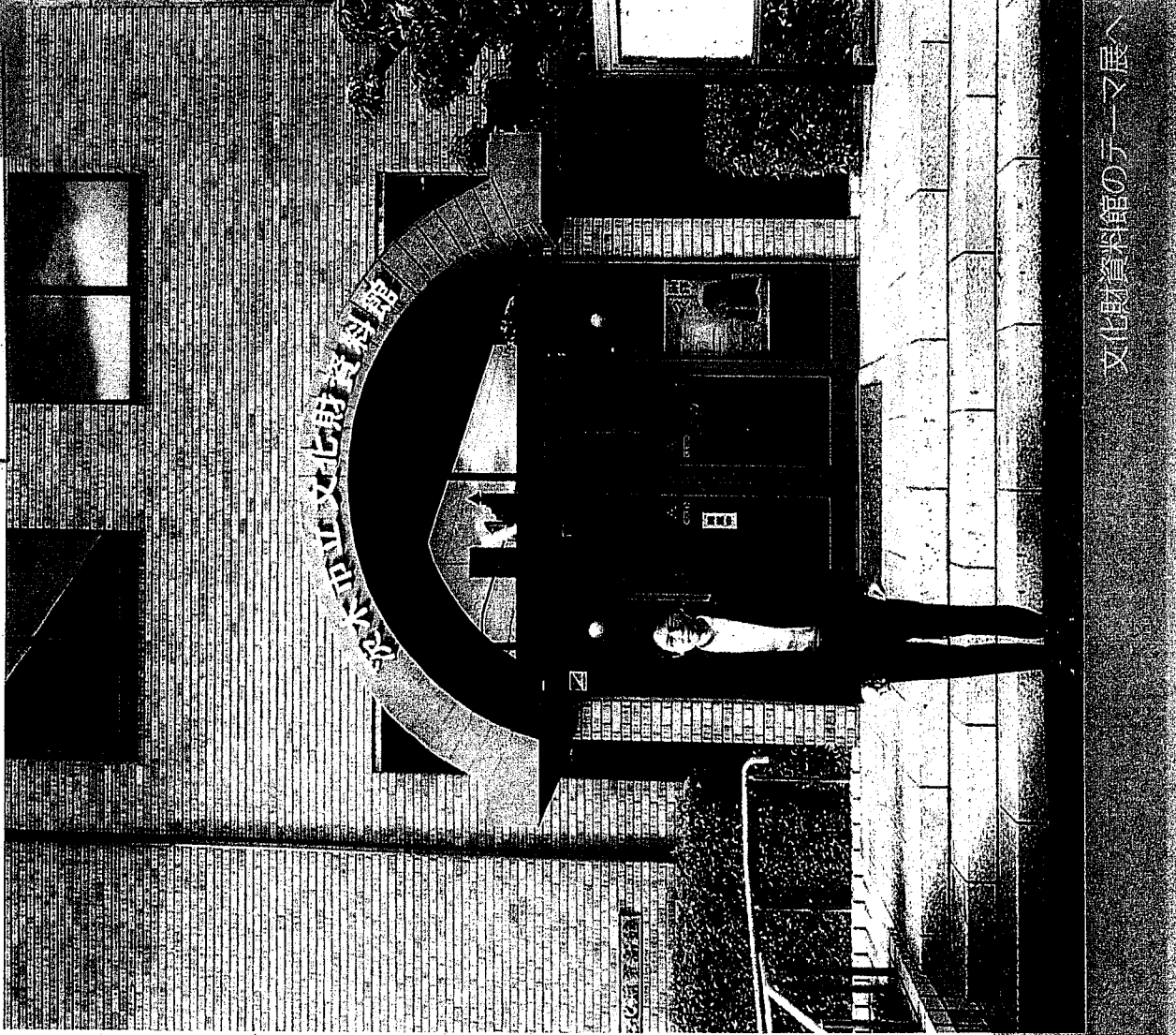


つながりだより

無所属 茨木市議会議員

米川勝利の議会ニュース

原本は、市議会事務局で保管しております。

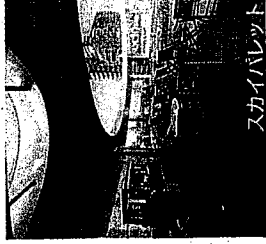


文化財資料館のテーマ展へ

「本会議での米川の質問①

→まちづくり会社（FIC ベース株式会社）への補助金の費用対効果と今後の展開について

茨木市も出資し、役員でもあるまちづくり会社は2019年8月に設立されました。補助金は今年度までの予算額としては約1億円となっています。地方自治法により、自治体は「最小の経費で最大の効果をあげなければならない」とされていますので、更なるスピード感でJR 茨木駅東口（スカイパレット）の公共空間活用が進められるよう要望しました。また、まちづくり会社が実施している商店街にぎわい空間整備事業（元町の古民家改装カフェ）の更なる広がりにも期待したいと考えています。



スカイパレット

「本会議での米川の質問②

→公民館のコミュニティセンター化（移行）の現状と、コミュニティセンターの運営をされている地域団体への支援充実を

現状と合わなくなっている2012年策定の地域コミュニティ基本指針のアップデートを求めました。また、コミュニティセンターの運営について、この数年で実務的な負担が増大しているため、指定管理者である地域協議会等への支援の充実を要望しました。

「米川の総務常任委員会での質問

- ①ChatGPT※1（生成AI）の活用に向けての検討
- ②自治会への防犯カメラ設置補助制度の充実
- ③選挙啓発（大学との連携）
- ④選挙の記号式投票（名前に○をつけて投票）のメ리트とデメリット

※ChatGPT とは：会話形式でやり取りができる、テキスト生成AIサービスです。文章の校正・要約、Excelの関数作成、アイデア出し、翻訳・英単語学習、小説・歌詞の創作、雑談・相談など、さまざまな使い方があります。

「委員会視察、施設見学など

- 7月18日～19日 委員会視察（東京都足立区、茨城県つくば市）
- シティプロモーション、スマートシティ&自治体DXについて
- 7月25日 和歌山北コミュニティセンター
- 9月 近隣市と本市の生活介護の事業所とグループホーム（2か所ずつ）



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和5年 10 月 24 日
金 額	48,560 円
内 容	つながりだよりVol.40郵送費 73円×656通、84円×8通
支 払 先	日本郵便株式会社
支 払 年 月 日	令和5年 10 月 24 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領収書
米川 勝利 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 15.0g
@73 656通 ¥47,888
小 計 ¥47,888
第一種定形 14.5g
@84 8通 ¥672
小 計 ¥672
郵便物引受合計通数 664通
課税計(10%) ¥48,560
(内消費税等(10%) ¥4,414
非課税計 ¥0

合 計 ¥48,560
お預り [REDACTED] ¥48,560



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2023年10月24日 15:48
発行No. 231024A5059 端N27箱01
連絡先: 茨木中村郵便局
TEL:072-632-3505

<QR決済>
[支払票(売上)]

加盟店名
ニッポ ソコビソ
TEL 072-632-3505
伝票番号 02249
ブランド [REDACTED]
端末番号 71134-620-69230
加盟店取引番号 71134620692300002249
ご利用日 2023/10/24 15:48:19

金額 ¥48,560
お客様控え

地域行事、会議への参加

この夏と秋は、盆踊り大会や地区体育祭等の行事に参加しました。参加・交流の中で、地域のみなさまの声をお聞かせいただいております。自主防災会の会議や市主催の防災士部会にも出席しています。



最近の調査テーマ、受講したオンライン研修

議会質問にあたり、図書館のレファレンスサービスで『まちづくりの仕事ガイドブック〜まちの未来をつくる63働き方』『学校空間の研究』『自由で創造的な学校建築』のなどの文献を紹介してもらいました。

また、「全国地方議会サミット2023」の2日間のオンライン研修では、自治体DXの最新事例や議選監査の役割を学びました。その他、紹介いただいたインクルーシブ教育に関する研修動画を視聴したり、「社会」を扱う新たなモード〜障害の社会モデルの使い方』という文献を読んだりしています。これから冬にかけては、介護サービスについて調査する予定です。

安威川ダムのフラッシュ放流について

ダムから一時的に放流量を増やす「フラッシュ放流」を行うことで、川が増水する状況をつくり、川の下底の解消や川底の小石、土砂の移動などを起こし、自然の川の環境に近づけます（大阪府HPより）。今年度はあと2回あります（最大放流量5m³/s）。

2023年11月14日（火）10時～14時 / 2024年 3月19日（火）10時～14時
※フラッシュ放流実施時は、晴天であっても安威川の水位が上昇しますので、ご注意ください。

市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023年6月～9月）

（個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限る）

- ・茨木市の魅力発信について
- ・キリシタンについて
- ・待機児童について
- ・地域包括支援センターについて
- ・要介護認定について
- ・歩道の舗装について
- ・仮ナンバーについて

市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問合せください！

※お問い合わせはこちらへ
TEL：070-5265-4371
FAX：
E-mail:



9月議会報告

9月議会は1日に開会し、22日に閉会しました。可決された補正予算の主な内容は以下の通りです（米川も賛成）。

1 65歳以上の市民のインフルエンザワクチン接種費用の無償化

高齢者の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る費用の無償化。詳しくは広報いばらさや市HPをご覧ください。

2 乳幼児、小中高生等、妊婦のインフルエンザワクチン接種費用助成（2000円）

乳幼児や小中学生、高校生等、妊婦の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る費用を助成するものです。

3 高齢者世帯対象に、特殊詐欺被害対策用の自動通話録音機の無償貸与

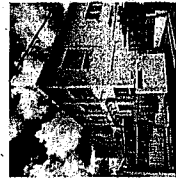
本市では特殊詐欺被害が多発しています。自動通話録音機を設置することで、着信時に警告メッセージを流し、通話内容を録音することができ、犯人にメッセージを聞かせ、特殊詐欺被害を未然に防止する狙いです。

4 中央保育所の移転に向けた設計委託の実施

5 小中学校のプール改修

6 中学校のエレベーター設置

※写真はイメージです。
中央保育所の写真は茨木市ホームページより。

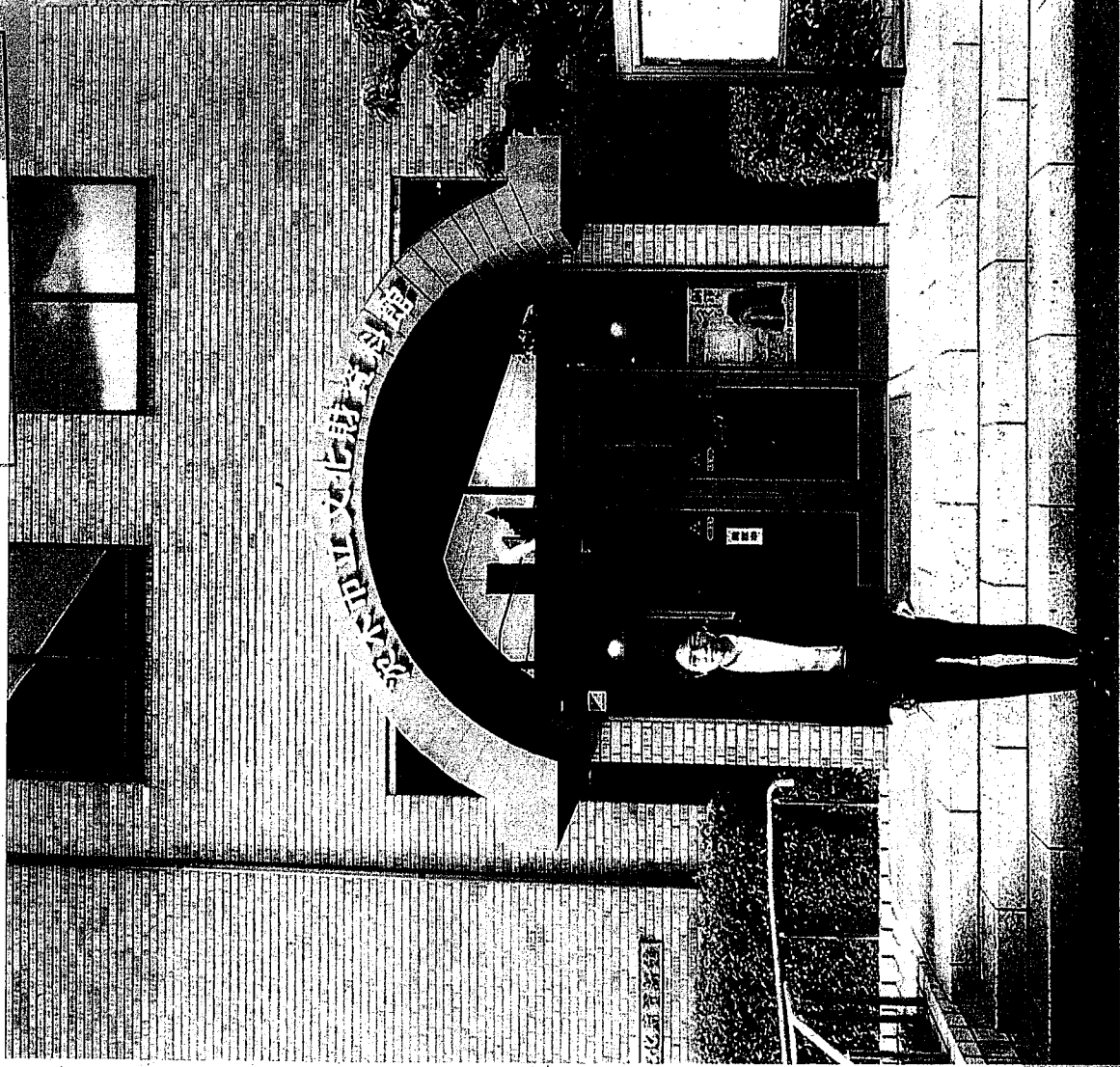


7 若園バラ園の園路改修

※写真は米川が過去に撮影

8 安威川ダム周辺整備

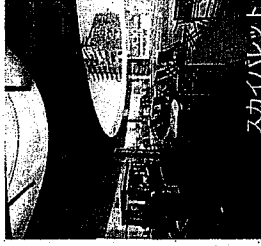
（大岩地区で展望広場の整備に向けた設計委託）
※写真はダム直下広場（7月）



本会議での米川の質問①

→まちづくり会社（FIC ベース株式会社）への補助金の費用対効果と今後の展開について

茨木市も出資し、役員でもあるまちづくり会社は2019年8月に設立されました。補助金は今年度までの予算額としては約1億円となっています。地方自治法により、自治体は「最小の経費で最大の効果をあげなければならない」とされていますので、更なるスピード感でJR茨木駅東口（スカイパレット）の公共空間活用が進められるよう要望しました。また、まちづくり会社が実施している商店街にぎわい空間整備事業（元町の古民家改装カフェ）の更なる広がりにも期待したいと考えています。



本会議での米川の質問②

→公民館のコミュニティセンター化（移行）の現状と、コミュニティセンターの運営をされている地域団体への支援充実を

現状と合わなくなっている2012年策定の地域コミュニティ基本指針のアップデートを求めました。また、コミュニティセンターの運営について、この数年で実務的な負担が増大しているため、指定管理者である地域協議会等への支援の充実を要望しました。

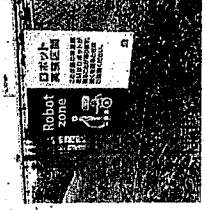
米川の総務常任委員会での質問

- ①ChatGPT※1（生成AI）の活用に向けての検討
- ②自治会への防犯カメラ設置補助制度の充実
- ③選挙啓発（大学との連携）
- ④選挙の記号式投票（名前に○をつけて投票）のメリットとデメリット

※ChatGPT とは：会話形式でやり取りができる、テキスト生成AIサービスです。文章の校正・要約、Excelの関数作成、アイデア出し、翻訳・英語学習、小説・歌詞の創作、雑談・相談など、さまざまな使い方があります。

委員会視察、施設見学など

- 7月18日～19日
委員会視察（東京都足立区、茨城県つくば市）
シティアプロモーション、スマートシティ&自治体DXについて
- 7月25日 和歌山北コミュニティセンター
- 9月 近隣市と本市の〇〇介護の事業所とグループホーム（2か所ずつ）



支 払 伝 票

(議員-1)

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和6年 1 月 19 日
金 額	63,210 円
内 容	つながりだよりVol.41印刷費 84280円×0.75
支 払 先	株式会社プリントパック
支 払 年 月 日	令和6年 1 月 19 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書

2024年01月19日

米川勝利 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 84,280円 (税込)

納品期日 6営業日

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC37104556	品名：つながりだよりVol.41 A4 / 両面4色 / コート73 / 35,000部 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	82,680	82,680
	発送諸費用			1,600
合 計				84,280

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。



おにクルについて

文化・子育て複合施設おにクルは、昨年11月26日オープンしました。12月27日までで20万人の来館があったとのことです。なお、第2、4月曜日（祝日と重なる場合は翌日）と年末年始が休館日となっています。

能登半島地震の被災地への本市の支援について（1月12日時点）

1月11日（月）本市消防本部から緊急消防援助隊大阪府隊として、タンク車1台隊員5名出動、1月3日に輪島市消防署に到着、4日より活動開始し、12日まで4次にわたって派遣されています。また、1月12日から1月16日まで、被災建築物応急危険度判定のため技術職員2名も派遣されました。

義援金に関してはこちらの市ホームページをご参照ください。また、義援金を装った詐欺にご注意ください。公的な機関・団体は、義援金を募る電話や訪問はしません。なお、茨木市役所内やおにクルに募金箱が設置されています。



市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023年10月～12月）

（個別具体的な表現は選け、掲載の了解を得たものに限る）

- ・文化：子育て複合施設「おにクル」について
- ・フリースクールについて
- ・ゴミ出しについて
- ・空き家について
- ・歩道の舗装について
- ・府道茨木豊屋川線について

市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問い合わせください！

※お問い合わせはこちらへ
TEL：070-5265-4371
E-mail：[redacted]

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

おにクルについて

12月議会報告

令和5年12月議会は、12月6日に開会し、19日に閉会しました。約34億7千万円の補正予算（第4号）の主な内容は、**非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金、プレミアム付き商品券第2弾、小中学校のトイレ洋式化に向けた設計委託、就農者育成施設の整備**などで、全会一致で可決されました。

| 本会議での米川の質問①

→要介護認定の迅速化について

市民からの問い合わせを踏まえ、本市の要介護認定にかかっている日数を質問したところ、**法定30日のところ、現状では、30日から1週間程度を超える期間を要する状況**とのことでした（※1）。要介護認定の申請件数が年1万件を超えていることから、認定調査や主治医意見書の取り寄せなどに時間を要しているようです。

今後、増加傾向にある要介護認定申請に対しては、「認定調査員の要件となる研修の機会を増やし、**新たな認定調査員の確保に努める**」「他市の効果的な方策を把握しながら検討したい」「**認定調査業務の見直しを進めていきたい**」との答弁がありました。

最後に米川から、吹田市のように認定調査の委託をすることにより、1日でも早い認定で市民福祉の向上、市役所の業務改善（事務負担の軽減）を要望しました。

※1 30日を超える場合は個別に通知することになっています。

| 本会議での米川の質問②

→高齢者のゴミ出し支援について

ゴミ出しが困難な高齢の方々から、**ヘルパーさんに来てもらう時間と、ごみ収集の曜日や時間が合わない**という声を聞いています。不安なくごみを出せることは生活の質にかかわることであり、介護サービスでの支援に限界があるならば、本市が実施しているスマイル収集（※2）の利用要件を拡充すべきではないかと問いました。

産業環境部長からは「スマイル収集は、特に介護の必要性が高い方に対して、通常収集を補完するために実施しており、要件の緩和は考えていないが、引き続き関係部局で連携を図る」との答弁がありました。

※2 ゴミ出しが困難な高齢者や障害者等を対象に、要介護3以上等の要件で戸別訪問による玄関先収集をするもの。

無所属 茨木市議会議員

よねかわ しょうり

米川 勝利



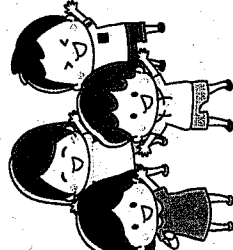
- ・本会議質問① 要介護認定の迅速化を高齢者のゴミ出し支援を
- ・本会議質問②
- ・地震への備えを

| 本会議での米川の質問③

→大阪・関西万博への子ども複数回無料招待、大阪府の予算で実施されないのか？

大阪府は、子どもの無料招待を表明して1回目は府の予算で実施することになっているようですが、2回目については、市町村が全額負担をしてほしいとの話が府から来ていました。万博の是非、意義とは関係なく、そもそも府自らが責任を持って実施すべきことであり、何の補助もなく府内の市町村に負担してもらおうという考えが問題だと考えています。

答弁としては、「現時点で、大阪府からの呼びかけに応じるかどうかは未定だが、大阪・関西万博が市民の皆様にとっにより良いものとなるために、**どのような取り組みが効果的であるのかを、本市として主体的に検討していく**」とのことでした。



2回目の無料招待、もし全額茨木市で負担すると...
→約5,000万円

何故、府が負担しないのか？

■地震への備え、できていますか？

●地震！そのとき、まず何をする？

→いざというときの行動について、防災ハンドブックに掲載されています。

●自分の住まいの危険度を知ろう。

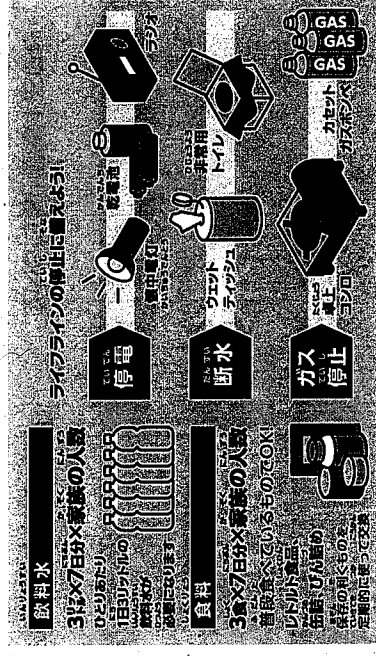
→市内の「ゆれやすさマップ」「危険度マップ」を知ることができます。



●ライフラインが止まることを想定して、食料や災害用品の備えを

→阪神淡路大震災では、停電6日、ガス停止84日、水道停止90日でした。2018年の大阪北部地震においては、ガスが約64,000件供給停止しました。

●家具の配置換え & 転倒防止を



※茨木市「防災情報の収集方法と家庭の備え」チラシより抜粋

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	令和6年 1 月 19 日
金 額	15,000 円
内 容	つながりだよりVol.41デザイン費
支 払 先	
支 払 年 月 日	令和6年 1 月 19 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

領 収 書 Receipt

2024 年 1 月 19 日

米川 勝利 様

※ ￥15,000-

上記金額正に領収しました。

但し、つながりだより Vol41 デザイン費用として

TEL



！おにクルについて○

文化・子育て複合施設おにクルは、昨年11月26日オープンしました。12月27日までで20万人の来館があったとのこと。なお、第2、4月曜日（祝日と重なる場合は翌日）と年末年始が休館日となっています。

無所属 茨木市議会議員

よねかわ しょうり

つながりだより

Vol. 41

2024.01.26

原本は、市議会事務局で保管しております。
の議会ニュース

能登半島地震の被災地への本市の支援について（1月12日時点）

1月1日（月）本市消防本部から緊急消防援助隊大阪府隊として、タンク車1台隊員名出動、1月3日に輪島市消防署に到着、4日より活動開始し、12日まで4次にわたって派遣されています。また、1月12日から1月16日まで、被災建築物応急危険度判定のため技術職員2名も派遣されました。

義援金に関してはこちらの市ホームページをご参照ください。また、義援金を募る電話を装った詐欺にご注意ください。公的な機関・団体は、義援金を募る電話訪問はしません。なお、茨木市役所内やおにクルに募金箱が設置されています。



市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023年10月～12月）

（個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限る）

市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問合せください！

文化・子育て複合施設「おにクル」について
フリースクールについて
ゴミ出しについて
空き家について
歩道の舗装について
府道茨木豊屋川線について

※お問い合わせはこちらへ
TEL：070-5265-4371
E-mail：

プロフィール

よねかわ

しょうり

米川 勝利

新属 茨木市議会議員



詳しいプロフィールはホームページへ
<http://syonkawar.net/>

1986年、茨木生まれ
くみ幼稚園、大池小学校、東中学校、
茨木高校、同志社大学政策学部出身
同志社大学大学院
総合政策科学研究科博士前期課程修了

2013年1月、茨木市議会議員選挙初当選
2014年9月、同大学院博士後期課程退学
2017年1月、2期目当選
2021年1月、3期目当選
防災士・久敬会理事、茨木BBS会顧問、2児の父

12月議会報告

令和5年12月議会は、12月6日に開会し、19日に閉会しました。約34億7千万円の補正予算（第4号）の主な内容は、**非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金、プレミアム付き商品券第2弾、小中学校のトイレ洋式化に向けた設計委託、就農者育成施設の整備**などで、全会一致で可決されました。

！本会議での米川の質問①

→要介護認定の迅速化について

市民からの問い合わせを踏まえ、本市の要介護認定にかかっている日数を質問したところ、**法定30日のところ、現状では、30日から1週間程度を超える期間を要する状況**とのことでした（※1）。要介護認定の申請件数が年1万件を超えていることから、認定調査や主治医意見書の取り寄せなどに時間を要しているようです。

今後、増加傾向にある要介護認定申請に対しては、「認定調査員の要件となる研修の機会を増やし、**新たな認定調査員の確保に努める**」「他市の効果的な方策を把握しながら検討したい」「**認定調査業務の見直しを進めていきたい**」との答弁がありました。

最後に米川から、吹田市のように認定調査の委託をすることにより、1日でも早い認定で市民福祉の向上、市役所の業務改善（事務負担の軽減）を要望しました。

※1 30日を超える場合は個別に通知をすることになっています。

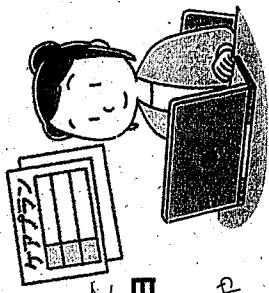
！本会議での米川の質問②

→高齢者のゴミ出し支援について

ゴミ出しが困難な高齢者の方々から、**ヘルパーさんに来てもらう時間と、ごみ収集の曜日や時間が合わない**という声を聞いています。不安なくごみを出せることは生活の質にかかわることであり、介護サービスでの支援に限界があるならば、本市が実施しているスマイル収集（※2）の利用要件を拡充すべきではないかと問いました。

産業環境部長からは「スマイル収集は、特に介護の必要性が高い方に対して、通常収集を補完するために実施しており、要件の緩和は考えていないが、引き続き関係部局で連携を図る」との答弁がありました。

※2 ゴミ出しが困難な高齢者や障害者等を対象に、要介護3以上等の要件で戸別訪問による玄関先収集をするもの。

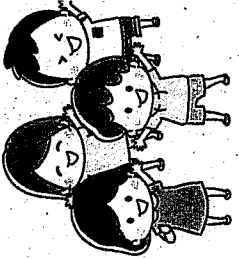


！本会議での米川の質問③

→大阪・関西万博への子ども複数回無料招待、大阪府の予算で実施されないのか？

大阪府は、子どもの無料招待を表明して1回目は府の予算で実施することになっているようですが、2回目については、市町村が全額負担をしてほしいとの話が府から来ていました。万博の是非、意義とは関係なく、そもそも府自らが責任を持って実施すべきことであり、何の補助もなく府内の市町村に負担してもらおうという考えが問題だと考えています。

答弁としては、「現時点で、大阪府からの呼びかけに応じるかどうかは未定だが、大阪・関西万博が市民の皆様にとってより良いものとなるために、**どのような取り組みが効果的であるのかを、本市として主体的に検討していく**」とのことでした。



2回目の無料招待、もし全額茨木市で負担すると、**→約5,000万円**

何故、府が負担しないのか

／地震への備え、できていますか？／

●地震！そのとき、まず何をやる？

→いざというときの行動について、防災ハンドブックに掲載されています。

●自分の住まいの危険度を知ろう。

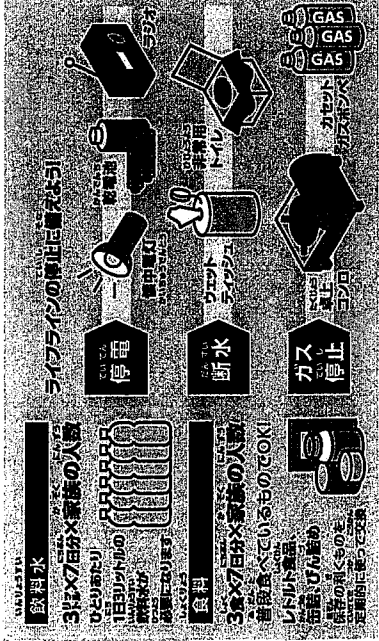
→市内の「ゆれやすさマップ」「危険度マップ」を知ることができます。



●ライフラインが止まることを想定して、食料や災害用品の備えを

→阪神淡路大震災では、停電6日、ガス停止84日、水道停止90日でした。2018年の大阪北部地震においては、ガスが約64,000件供給停止しました。

●家具の配置換え＆転倒防止を



※茨木市「防災情報の収集方法と家庭の備え」チラシより抜粋

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	令和6年 2 月 1 日
金額	48,038 円
内容	つながりだよりVol.41郵送費 73円×650通、84円×7通
支払先	日本郵便株式会社
支払年月日	令和6年 2 月 1 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収書

米川 勝利 様

[別納引受]

区内特別基 (定)

073 650通 15.0g ¥47,450

小計 ¥47,450

第一種定形

084 7通 15.0g ¥588

小計 ¥588

郵便物引受合計通数 657通

課税計(10%) ¥48,038

(内消費税等(10%) ¥4,367)

非課税計 ¥0

△計

合計 ¥48,038

お預り

¥48,038



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 2月 1日 15:59
発行No. 240201A8871 端N27箱01
連絡先: 茨木中村郵便局
TEL: 072-632-3505

<QR決済>
[支払票(売上)]

加盟店名
ニッポンユニビ
TEL 072-632-3505
伝票番号 04359
ブランド
端末番号 71134-620-69230
加盟店取引番号 71134620692300004359
ご利用日 2024/02/01 15:59:11

金額 ¥48,038
お客様控え



！おにクルについて

文化・子育て複合施設おにクルは、昨年11月26日オープンしました。12月27日までで20万人の来館があったとのこと。なお、第2、4月曜日（祝日と重なる場合は翌日）と年末年始が休館日となっています。

能登半島地震の被災地への本市の支援について（1月12日時点）

1月1日（月）本市消防本部から緊急消防援助隊大阪府隊として、タンク車1台隊員名出動、1月3日に輪島市消防署に到着、4日より活動開始し、12日まで4次にわたって派遣されています。また、1月12日から1月16日まで、被災建築物応急危険度判定の技術職員2名も派遣されました。

義援金に関してはこちらの市ホームページをご参照ください。また、義援金を装った詐欺にご注意ください。公的な機関・団体は、義援金を募る電話訪問はしません。なお、茨木市役所内やおにクルに募金箱が設置されています。



市民の皆様からいただいた主な問合せ・ご要望（2023年10月～12月）

（個別具体的な表現は避け、掲載の了解を得たものに限る）

市政に対するご意見や
お困りごとがありましたら
お気軽にお問合せください！

※お問い合わせはこちらへ
TEL：070-5265-4371
E-mail

文化・子育て複合施設「おにクル」について
フリースクールについて
ゴミ出しについて
空き家について
歩道の舗装について
府道茨木豊屋川線について

プロフィール

よねかわ

しょうり

米川 勝利

所属 茨木市議会議員

1986年、茨木生まれ
くみ幼稚園、大池小学校、真中学校、
茨木高校、同志社大学政策学部出身
同志社大学大学院
総合政策科学研究科博士前期課程修了

2013年1月、茨木市議会議員選挙初当選
2014年9月、同志学院博士後期課程退学
2017年1月、2期目当選
2021年1月、3期目当選
防犯士、久敬会理事、茨木BBS会顧問、2児の父



私のプロフィールはこちらへ
<http://sionkawa.net/>

12月議会報告

令和5年12月議会は、12月6日に開会し、19日に閉会しました。約34億7千万円の補正予算（第4号）の主な内容は、**非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金、プレミアム付き商品券第2弾、小中学校のトイレ洋式化に向けた設計委託、就農者育成施設の整備**などで、全会一致で可決されました。

！本会議での米川の質問①

→要介護認定の迅速化について

市民からの問い合わせを踏まえ、本市の要介護認定にかかっている日数を質問したところ、**法定30日のところ、現状では、30日から1週間程度を超える期間を要する状況**とのことでした（※1）。要介護認定の申請件数が年1万件を超えていることから、認定調査や主治医意見書の取り寄せなどに時間を要しているようです。

今後、増加傾向にある要介護認定申請に対しては、「認定調査員の要件となる研修の機会を増やし、**新たな認定調査員の確保**に努める」「他市の効果的な方策を把握しながら検討したい」「**認定調査業務の見直しを進めていきたい**」との答弁がありました。

最後に米川から、吹田市のように認定調査の委託をすることにより、1日でも早い認定で市民福祉の向上、市役所の業務改善（事務負担の軽減）を要望しました。
※1 30日を超える場合は個別に通知することになっています。

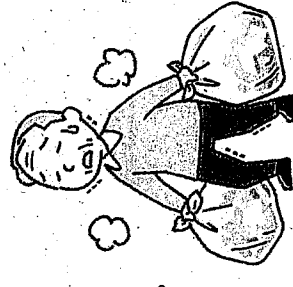
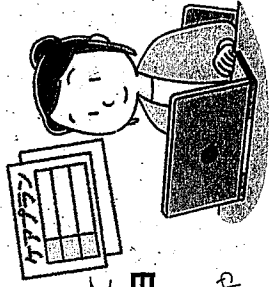
！本会議での米川の質問②

→高齢者のゴミ出し支援について

ゴミ出しが困難な高齢の方々から、**ヘルパーさんに来てもらう時間と、ごみ収集の曜日や時間が合わない**という声を聞いています。不安なくごみを出せることは生活の質にかかわることであり、介護サービスの支援に限界があるならば、本市が実施しているスマイル収集（※2）の利用要件を拡充すべきではないかと問いました。

産業環境部長からは「スマイル収集は、特に介護の必要性が高い方に対して、通常収集を補完するために実施しており、要件の緩和は考えていないが、引き続き関係局間で連携を図る」との答弁がありました。

※2 ゴミ出しが困難な高齢者や障害者等を対象に、要介護3以上等の要件で戸別訪問による玄関先収集をするもの。



無所属 茨木市議会議員

よねかわ

しょうり

米川 勝利

つながりだより
Vol. 41

2024.01.25

原本は、市議会事務局で保管しております。



・本会議質問①

・本会議質問②

・地震への備えを

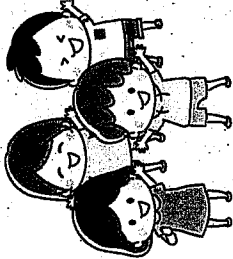
要介護認定の迅速化を
高齢者のゴミ出し支援を

！本会議での米川の質問③

→大阪・関西万博への子ども複数回無料招待、大阪府の予算で実施されないのか？

大阪府は、子どもの無料招待を表明して1回目は府の予算で実施することになっているようですが、2回目については、市町村が全額負担をしてほしいとの話が府から来ていました。万博の是非、意義とは関係なく、そもそも府自らが責任を持って実施すべきことであり、何の補助もなく府内の市町村に負担してもらおうという考えが問題だと考えています。

答弁としては、「現時点で、大阪府からの呼びかけに応じるかどうかは未定だが、大阪・関西万博が市民の皆様にとってより良いものとなるために、**どのような取り組みが効果的であるのかを、本市として主体的に検討していく**」とのことでした。



2回目の無料招待、もし金額が本市で負担すると
→約5,000万円
何故、府が負担しないのか？

／地震への備え、できていますか？

●地震！そのとき、まず何をします？

→いざというときの行動について、防災ハンドブックに掲載されています。

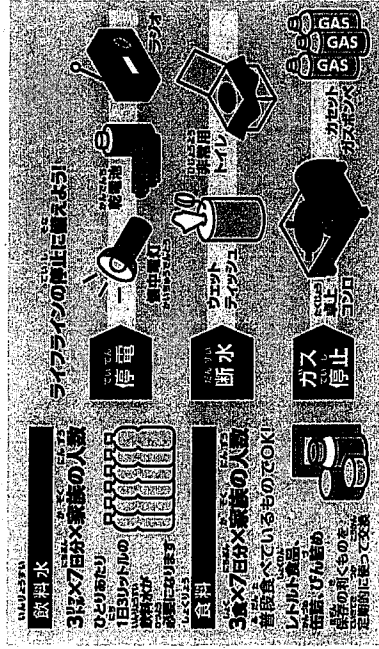
●自分の住まいの危険度を知ろう。

→市内の「ゆれやすさマップ」「危険度マップ」を知ることができます。

●ライフラインが止まることを想定して、食料や災害用品の備えを

→阪神淡路大震災では、停電6日、ガス停止84日、水道停止90日でした。2018年の大阪北部地震においては、ガスが約64,000件供給停止しました。

●家具の配置換え＆転倒防止を



※茨木市「防災情報の収集方法と家庭の備え」チラシより抜粋